

## 第5章 会計事務職員に対する検定

### 第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

平成30年10月から令和元年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは5件514,196円である。これに繰越し分6件3,975,566円を加えて、処理を要するものは11件4,489,762円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは5件705,652円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
裁	判	1	0	—	—
法	務	4	16	—	—
外	務	1	394	1	394
財	務	3	120	3	120
防	衛	2	3,959	1	191
	計	11	4,489	5	705

処理したものは、現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなどである。

## 第2節 国の物品管理職員に対する検定

### (概況)

平成30年10月から令和元年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受領したものは24,990件2,141,889,337円である。これに繰越し分76件1,088,534,627円を加えて、処理を要するものは25,066件3,230,423,964円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは25,012件2,962,564,429円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
国 会	39	5,643	39	5,643
裁 判 所	74	4,576	71	4,576
会 計 検 査 院	5	134	5	134
内 閣	3	330	2	330
内 閣 府	807	211,167	805	210,460
復 興 庁	1	3	1	3
総 務 省	20	5,254	20	5,254
法 務 省	363	55,197	359	55,160
外 務 省	167	76,467	167	76,467
財 務 省	21,449	121,828	21,449	121,828
文 部 科 学 省	4	4,362	2	4,362
厚 生 労 働 省	166	59,240	165	38,856
農 林 水 産 省	410	388,072	408	387,800
経 済 産 業 省	150	1,637	149	1,637
国 土 交 通 省	498	434,428	483	392,501
環 境 省	12	5,294	10	1,794
防 衛 省	898	1,856,782	877	1,655,750
計	25,066	3,230,423	25,012	2,962,564

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、訓練中又は作業中に魚雷等の高額な物品の亡失又は損傷があったことによる。

### (処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員に弁償責任がないと検定したもの 1件 173,880円
- ② 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 23,912件 2,144,033,569円
- ③ 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど 1,099件 818,356,980円

### (検定したものの説明)

物品管理職員に弁償責任がないと検定したものは、航空自衛隊の物品管理職員が、機関砲標的装置の構成品をフォークリフトで移動する際に落下させたため損傷した事態について、物品管理職員に重大な過失はなかったと認めたものである。